

(教職員の方へ)

平成21年度新型インフルエンザに関する当面の対応について

新型インフルエンザにつきましては、これまでも感染防止の対応をお願いしているところですが、国内における感染が急激に拡大しており、8月19日には、厚生労働大臣が本格的な流行がすでに始まっている可能性があるとのコメントを発表いたしました。

また、この新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫をもっておらず、ウイルスの感染力等についても未解明の部分があり、慢性肺疾患等の基礎疾患を有する方等を中心に重症化している状況にあります。

このため、当法人としても、大学内での感染拡大防止や附属病院における院内感染を防止する観点から、感染防止対策をさらに徹底するため、下記のとおり対応することといたしますので、教職員の皆様には、これまで以上に感染防止に努めるようお願いいたします。

記

- 1 新型インフルエンザの感染防止のため、引き続き以下の対策を実施すること。
 - ・ 手洗い・うがいの徹底
 - ・ 「せきエチケット」の徹底
- 2 インフルエンザ様症状がみられた場合には、所属に連絡し、最寄りの一般医療機関へ事前に電話連絡の上、受診すること。

なお、受診医療機関がわからない場合には、新型インフルエンザ相談窓口（県北保健福祉事務所024-534-4108）へ相談をすること。
- 3 受診した結果、インフルエンザに罹患した（疑いを含む。）と診断された場合には、次のとおり対応することとする。
 - ・ 所属長へ連絡をする。

また、連絡を受けた所属長は、事務局総務課に報告すること。
 - ・ インフルエンザに罹患した（疑いを含む。）と確認された日から、解熱後2日間までの自宅待機とする。

なお、サービス上の取扱いについては、別紙「インフルエンザに罹患した場合等のサービス上の取扱いについて」により対応すること。
- 4 附属病院に勤務する教職員（医師を含む。）については、「新型インフルエンザ対応マニュアル」に基づき、この他の必要事項についても対応すること。

(別紙)

インフルエンザに罹患した場合等の服務上の取扱いについて

平成 21 年 9 月 1 日

事務局 総務課

- 本学の教職員がインフルエンザに罹患した場合又は罹患した疑いのある場合は、当分の間、公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則第 55 条及び公立大学法人福島県立医科大学職員服務規程（以下、「服務規程」という。）第 10 条の 2 の規定により、就業禁止の措置をとるものとし、この場合、当該教職員は職務専念義務を免除されること（有給）とします。
- つきましては、インフルエンザに罹患した又は罹患した疑いのある教職員は、直ちに服務規程第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、就業制限に関する申出書（様式第 13 号の 2）に診断書を添えて所属長経由（附属病院の場合は附属病院感染制御部も経由）で理事長に提出してください。
- 解熱後 2 日を経過するまでの期間を就業禁止としますので、その間は、自宅療養とし、検温及び咽頭痛等症状の記録と健康管理を徹底するようお願いします。
- また、解熱後 2 日間を経過し、職務に復帰しようとする場合には、復帰しようとする日の前日午後の検温により平熱であることを確認した後、速やかに服務規程第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき、就業制限に関する申出書（第 13 号様式の 2）に検温等記録表を添えて、所属長経由（附属病院の場合は附属病院感染制御部も経由）で理事長に提出してください。
- 検温等記録表により就業禁止解除が相当であると判断される場合には、就業禁止解除通知書により、職務復帰日を指定して通知しますので、その指定された日に職務復帰してください。

- 公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則、公立大学法人福島県立医科大学任期付職員（育休代替職員）就業規則及び公立大学法人福島県立医科大学プロジェクト研究教員就業規則が適用される職員以外の職員（准職員（雇用期間 1 年未満の者を除く。）、非常勤職員（雇用期間 1 年未満の者を除く。）、病院助手、臨床研修医、後期研修医、研修歯科医）がインフルエンザに罹患した場合又は罹患した疑いのある場合についても、一般の教職員に準じて、同様の手続き（要診断書）により就業禁止の措置をとるものとし、この場合の服務上の整理としては、職務命令（有給）とします。
- ただし、雇用期間 1 年未満の准職員及び非常勤職員については、一般の教職員に準じて就業制限に関する申出書を提出することになりますが、診断書の添付は不要とし、就業自粛の要請を行うこととします。この場合の服務上の整理は、年休（有給）、病休（無給）又は欠勤（無給）のいずれかにより対応してください。
- なお、自宅療養中の検温及び咽頭痛等症状の記録と健康管理の徹底、職務に復帰しようとする場合の手続きについても、一般の教職員と同様に取り扱いますので、その趣旨を御理解の上、適切に対応してください。